

富岡ふれあいまちづくり委員会会則

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 人事（第5条—第10条）
- 第3章 会議（第11条—第13条）
- 第4章 会計（第14条—第17条）
- 第5章 会則の変更及び解散（第18条・第19条）
- 第6章 雑則（第20条・第21条）

附則

第1章 総則

（設置）

第1条 富岡地域振興計画の実施により、富岡地区の住民相互の連帯感と自治意識の高揚を図るとともに、富岡地区の課題解決に努め、ふれあいのある心豊かなまちづくりを推進する目的（以下「目的」という。）をもって、富岡ふれあいまちづくり委員会（以下「本会」という。）を設置する。

（事務所）

第2条 本会は、事務所を富岡公民センターに置く。

（事業）

第3条 本会は、目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1） 地域住民相互の交流及び親睦に関すること。
- （2） 生活環境の保全及び美化に関すること。
- （3） 高齢者福祉に関すること。
- （4） 子育て支援に関すること。
- （5） 子どもの健全育成に関すること。
- （6） 防犯、防災及び交通安全に関すること。
- （7） 前各号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要なこと。

（組織）

第4条 本会は、目的に賛同する次に掲げる個人及び団体（以下「会員」という。）で組織する。

- （1） 富岡地区に住所を有する個人
- （2） 富岡地区で活動する個人及び団体

第2章 人事

（役員）

第5条 本会に、次の役員を置く。

- （1） 会長 1人
- （2） 副会長 3人
- （3） 運営委員 部会長及び副部会長を含む20人以内
- （4） 事務局長 1人
- （5） 監事 2人

（選任等）

第6条 役員（運営委員のうち部会長及び副部会長を除く。）は、総会において選任する。

2 監事は他の役員及び職員を兼ねることができない。

(職務)

第7条 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 運営委員は、本会の業務に参画する。

4 事務局長は、本会の会計に係る事務及び庶務を総括する。

5 監事は、本会の会計、財産及び業務執行の状況を監査する。

(任期)

第8条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員又は増員により就任した役員の任期は、前任者又は現任者の任期の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(職員)

第9条 本会に職員を置くことができる。

2 職員は、事務局長を補佐し、本会の庶務を処理する。

3 職員は、会長が任免する。

(顧問)

第10条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長の諮問に応じて、本会の業務に関して意見を述べ又は助言を行う。

3 顧問は、会長が委嘱する。

第3章 会議

(総会)

第11条 本会の総会は、定期総会及び臨時総会とする。

2 総会は、役員及び部会員（以下「役員等」という。）をもって構成する。

3 総会は、次の事項について議決する。

(1) 富岡ふれあいまちづくり委員会会則（以下「会則」という。）の変更

(2) 事業計画及び収支予算

(3) 事業報告及び収支決算

(4) 役員を選任及び解任

(5) 本会の解散

(6) その他本会の運営に関する重要事項

4 定期総会は毎事業年度1回、臨時総会は必要に応じて開催し、会長が招集する。

5 総会の議長は、その総会において、出席した役員等から選出する。

6 総会は、役員等総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。ただし、委任状を提出した会員は出席したものとみなす。

7 総会の議事は、この会則に規定するもののほか、出席した役員等の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(運営委員会)

第12条 運営委員会は、役員（監事を除く。）をもって構成する。

- 2 運営委員会は、この会則で定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。
 - (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項
 - 3 運営委員会は、会長が必要と認めたときに開催し、議長は、会長がこれにあたる。
 - 4 運営委員会の議事は、構成する役員総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - (部会)
- 第13条 本会に、目的を達するために必要な部会を置くことができる。
- 2 部会は、会員から選出された者及び公募に応じた者（以下「部会員」という。）をもって構成する。
 - 3 各部会に部会長1名及び副部会長1名を置く。
 - 4 部会長及び副部会長は、部会員の互選とする。
 - 5 部会長は、部会を代表し、その活動を総括する。
 - 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代行する。
 - 7 部会長及び副部会長は、運営委員を兼ねるものとする。

第4章 会計

(経費)

- 第14条 本会の経費は、市の助成金、事業収入その他の収入をもって充てる。
 - (事業計画及び予算)
- 第15条 本会の事業計画及びこれに伴う予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、予算が成立するまでの間、前年度の予算に準じ収入及び支出をすることができる。
 - (事業報告及び決算)
- 第16条 本会の事業報告書及び収支決算書は、事業に係る年度（以下「事業年度」という。）終了後、速やかに会長が作成し、監事の監査を受け、当該年度終了後2か月以内に総会の議決を経なければならない。
 - (事業年度)
- 第17条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第5章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

- 第18条 本会が、会則を変更しようとするときは、総会に出席した役員等の3分の2以上の多数による議決を経なければならない。
 - (解散)
- 第19条 本会が解散するときは、総会に出席した役員等の3分の2以上の多数による議決を経なければならない。

第6章 雑則

(告知)

- 第20条 事務局は、本会の運営及び事業等に関する情報を、会員に対して積

極的に告知するよう努めるものとする。

(細則)

第21条 この会則の施行について必要な細則は、運営委員会の議決を経て、会長がこれを定める。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、本会の成立の日から施行する。

(経過措置)

2 この会則の施行の日以後、本会の最初の役員の任期は、第8条第1項の規定にかかわらず、この会則の施行の日から平成30年3月31日までとする。

3 この会則の施行の日以後、本会の最初の事業年度は、第17条の規定にかかわらず、この会則の施行の日から平成29年3月31日までとする。